

運 航 基 準

令和6年 10月 1日

牛 深 ～ 蔵之元 航路
(九州 2051)

三 和 商 船 株 式 会 社

運 航 基 準 目 次

三 和 商 船 株 式 会 社

第 1 章	目 的
第 2 章	運航の可否判断
第 3 章	船舶の航行

第 1 章 目 的

(目 的)

第 1 条 この基準は、安全管理規程に基づき、牛深～蔵之元航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第 2 章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第 2 条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象、海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・海象 港 名	風 速	波 高	視 程
蔵之元港	15m/s 以上	1.5m 以上	500m 以下
牛 深 港			

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象、海象(視程を除く)が次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風 速 17m/s 以上	波 高 2m 以上
--------------	-----------

3 船長は、前 2 項の規程に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第 3 条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風 速	波 浪	動 揺
13m/s 以上 (船首尾方向の風を除く)	波高 2m 以上 又はうねり階級 4 以上	横揺れ 5 度以上

3 船長は、航行中、周囲の気象、海象(視程を除く)が次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊

臨時寄港の措置をとらなければならない。但し、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風 速 17m/s 以上	波 高 2m 以上
--------------	-----------

- 4 船長は、航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視 程	700m 以下
-----	---------

(入港の可否判断)

- 第4条 船長は、入港予定地港内の気象、海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊その他適切な措置をとらなければならない。

気象・海象 港 名	風 速	波 高	視 程
蔵之元港 牛深港	15m/s 以上	1.5m 以上	500m 以下

(運航の可否判断等の記録)

- 第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

- 第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点及び終点の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路(針路、変針点、基準航路の名称等)
- (3) 標準運航時刻(起点、終点の発着時刻並びに主要地点通過時刻)
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 運航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 船長が運航管理者と連絡をとるべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用(第1)基準経路及び第2基準経路の2経路とする。

2 基準経路の使用基準は、次表のとおりとする。

名 称	使 用 基 準
常用(第1)基準経路	周 年
第2基準経路	航路全区間の風向きが南から南西の風速13m又は波高1.5mを超えるとき

3 船長は、第2基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。

(速力基準等)

第8条 速力基準は別表のとおりとする。

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付ておかなければならない。

(特定航法)

第9条 蔵之元港及び牛深港の航法

1 蔵之元港

- (1) 船舶は、入港しようとするときは、戸島を左舷に見て水路に入り平瀬を右舷に見て変進し高串鼻を左舷にみて航行する。

- (2) 船舶は、出港しようとするときは、高串鼻を右舷に見て水路に入り戸島を右舷に見て航行する。

2 牛深港

- (1) 船舶は、入港しようとするときは、印度瀬を左舷に見て水路に入り台場沖一文字防波堤を右舷に見て航行する
- (2) 船舶は、出港しようとするときは、台場沖一文字防波堤を左舷に見て航行し印度瀬を右舷に見て水路に入る

(通常連絡等)

第 10 条 船長は、基準経路上の次の (1) の地点を通過したときは、運航管理者あて次の (2) の事項を連絡しなければならない。

- (1) 戸島西南端
- (2) 連絡事項
- ①通過地点名
- ②通過時刻
- ③天候、風向、風速、波浪、視程の状況
- ④その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第 11 条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は次の方法による

区 分		連 絡 先	連 絡 方 法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する本社	船舶チャンネル 1 周波数 156.725MHZ 無線電話 (携帯)
(2)	緊急の場合	本社又は最寄の営業所	船舶チャンネル 1 無線電話 (携帯)
	遭難の場合	海上保安署呼出し(遭難) 牛深海保安又は熊本海保安	船舶チャンネル 2 周波数 156.80MHZ 無線電話 (携帯)

(機器点検)

第 12 条 船長は入港岸壁前、500m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進(C P Pの場合は翼角作動)、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰返す場合も同様である。

(記 録)

第 13 条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航管理日誌に記録する。

速 力 基 準 表

船 名 第 二 天 長 丸

牛 深 ～ 蔵之元 航路		基準速力 10.2 ノット	
速 力 区 分		機 関 回 転 数	速 力
港 内	最 最 微 速	—	—
	最 微 速	350rpm	6.5 ノット
	微 速	472rpm	8.5 ノット
	半 速	540rpm	10.2 ノット
	原 速	681rpm	11.2 ノット
港 外	最 微 速	350rpm	6.5 ノット
	微 速	472rpm	8.5 ノット
	半 速	540rpm	10.2 ノット
	原 速	681rpm	11.2 ノット
最 高 速 力		710rpm	12.6 ノット